

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

| | | | |
|-------------|--|---------------|----------|
| No | 5 | 府省庁名 | 農林水産省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置の延長 | | |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用施設（家屋） ・特例措置の内容 不動産取得税の課税標準について、価格から資金の貸付けを受けて取得した施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額（上限：価格の2分の1）を控除 ・要望の内容 適用期限の2年延長 | | |
| 関係条文 | 地方税法附則第11条第10項 | | |
| 減収見込額 | [初年度] ー (▲95) | [平年度] ー (▲95) | (単位：百万円) |
| | [改正増減収額] ー | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を図るため、共同利用施設の活用により農業者の過剰投資を避けつつ農業経営の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者の農業経営の改善を図る必要がある。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | ー | | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p> |
| | 政策の達成目標 | <p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、</p> <p>①農業法人経営体数5万法人 ②担い手が利用する農地面積を全農地の8割 といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施する。</p> |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 令和5年4月～令和7年3月（2年間） |
| | 同上の期間中の達成目標 | <p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、</p> <p>①農業法人経営体数5万法人 ②担い手が利用する農地面積を全農地の8割 といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施する。</p> |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <p>令和5年度 13件 95百万円 令和6年度 14件 107百万円</p> |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、経営規模が零細な我が国の農業者が当該共同利用施設の活用を通じ、個々の農協者による過剰投資を避け経営の改善が図られるとともに、農業生産の向上に資するという役割を果たせる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 本措置は共同利用施設の設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設の設置が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限がなく、予算措置の場合に比べ、機動的に対応できる。 |

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>平成29年度 17件 51百万円 平成30年度 20件 108百万円 令和元年度 14件 96百万円 令和2年度 10件 60百万円 令和3年度 16件 130百万円</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>適用総額（課税標準（不動産の価額）） 平成30年度 704,317千円 令和元年度 1,609,432千円 令和2年度 441,131千円</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>本措置は共同利用施設の設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設の設置が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限がなく、予算措置の場合に比べ、機動的に対応できる。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>—</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>—</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和30年度 評価額—貸付額（創設） 昭和54年度 評価額—（評価額×貸付額／取得価額） 平成23年度 2年間の適用期限の設定 平成25年度 2年間の適用期限の延長 農業協同組合等が、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法）の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止。 平成27年度 2年間の適用期限の延長 控除額の上限（価格の2分の1）を設定等。 平成29年度 2年間の適用期限の延長 令和元年度 2年間の適用期限の延長 令和3年度 2年間の適用期限の延長</p> |